

学校法人旭川龍谷学園「旭川龍谷高校校舎移転事業」  
寄付金へのご協力のお願い  
(特定公益増進法人指定寄付金)

謹啓 慈光照曜のもと皆様には日頃より学園・学校運営にお力添えを賜り、心より感謝申し上げます。

本学は、1958（昭和33）年、石田学而師が高校進学難による父母の願い、地域の要望に応えるため、高等学校教育の機会均等を旗じるしに、私財を投じて、北海道初の普通科私立男女共学校として創設しました。

以来、仏教精神に基づく情操教育を中核に、智育・徳育・体育の魅力ある教育活動を通して、社会で貢献できる生徒の育成に努めてまいりました。

2018（平成30）年に開校60周年を迎え、開校当初の校舎は3年後に不審火により焼失しましたが、1962（昭和37）年に建設した現校舎で歴史を積み上げてまいりました。その現校舎は老朽化もありますが、耐震化診断において補強工事が難しいとされたことから、今後の本学の在り方について検討を重ね、結果、現校舎に近い旧公立高校校舎校地を取得し、2022（令和4）年8月に移転することとしました。

移転に当たり、本学らしい教育活動を展開していくとともにコロナ禍や教育の情報化など社会の変化に対応していくためには、移転先校舎の改修や施設設備の補充などが必須であり、そのためには多額の経費を必要とします。このようなことから、皆様に次の内容で寄付金のご支援をお願い申し上げます。

ご支援を賜りました寄付金は有効に活用させていただき、教育成果である有能で慈愛に満ちた卒業生の輩出を通して、広く社会に還元し、貢献してまいります。昨今の厳しい社会経済状況の中、誠に恐縮ではございますが、何卒、皆様のご支援・ご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

合掌

令和4年4月21日

学校法人旭川龍谷学園  
理事長 石田 慶 嗣

旭川龍谷高等学校  
校長 内 藤 佳 和

## 寄付金募集要項

### 1 募集目的

本学園が設置する旭川龍谷高等学校の移転改修に伴う施設設備の改善充実及び授業や部活動の教育活動の一層の充実を図る。

### 2 用途

- (1) 移転校舎の施設設備、教材教具の整備・充実
- (2) ICT環境の整備・充実
- (3) 各部活動の設備備品・活動の充実

### 3 募集目標額

5,000万円

### 4 募集期間

2022（令和4）年4月21日～2027（令和9）年4月20日

### 5 お申し込み方法

お申し出により書類をお送りしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 6 寄付金に対する税制上の優遇措置

学校法人旭川龍谷学園は北海道知事から「特定公益増進法人」として認可されておりますので、税法上の優遇措置を受けることができます。

#### (1) 個人で寄付される場合

個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除を受けることができます。確定申告の際に、本学園が発行する「寄付金領収書」及び「特定公益増進法人証明書（写し）」をご提出ください。

#### (2) 法人で寄付される場合

法人が特定公益増進法人に対して寄付をした場合には、一般寄附金の損金算入限度額と同額までを一般寄附金とは別枠で損金に算入できます。

#### 【損金限度額計算方法】

- a. 資本金等の額 = 資本金額（期末資本金額+期末資本積立額）×事業年度月数÷12カ月×0.25%
- b. 所得等の額 = 当該事業年度の所得金額×5%
- c. 特別損金算入限度額 = (a. 資本金等の額+b. 所得等の額)×1/2

### 7 その他

- 寄付申込みに当たっての書類にご記載いただいた情報については、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、芳名録の作成以外には使用いたしません。
- ご寄付いただいた皆様のご芳名は、随時、旭川龍谷高等学校のホームページに掲載させていただきます（匿名をご希望の場合は掲載いたしません。）。

お問い合わせ先	学校法人旭川龍谷学園 旭川龍谷高等学校 事務局 〒078-8235 北海道旭川市豊岡5条4丁目4番1号 Tel (0166)39-2700 Fax (0166) 39-2705 E-mail post@ryukoku.info
---------	--